

○火の使用の制限の対象となる区域等の指定

〔令和8年3月19日〕
〔告示第2号〕

大雪消防組合火災予防条例（昭和48年条例第17号）第29条の8第3項の規定に基づく火の使用の制限の努力義務の対象となる区域及び第29条の9の規定に基づく火の使用の制限の対象となる区域は次のとおり指定する。

- 1 大雪消防組合消防本部及び消防署設置等に関する条例（昭和48年4月2日条例第3号）第4条に規定する管轄区域内で、森林法（昭和26年法律第249号）第5条の規定により北海道知事が作成する地域森林計画及び同法第7条の2の規定により森林管理局長が作成する国有林の地域別の森林計画の対象となっている区域。